

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第762号)

平成22年2月5日

横情審答申第762号

平成22年2月5日

横浜市会議長 川口 正寿 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成21年10月9日市会庶第1103号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市民からの電話を一方向的に切るモラル亡き庶務課長が保有するすべての書類」、「庶務課の保有する経理に関するすべての書類」、「庶務課が保有する経理等に関するすべての書類」、「常識亡き庶務課長の保有するデジタルファイル（ファイル名の特定が必要であれば2/16迄にファイルリストを提出する事）」及び「市民からの電話を一方向的に切る庶務課長が保有する書類（文書の特定が必要であれば2/16迄に文書リストを提出せよ）」の開示請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市会議長が、「市民からの電話を一方的に切るモラル亡き庶務課長が保有するすべての書類」、「庶務課の保有する経理に関するすべての書類」、「庶務課が保有する経理等に関するすべての書類」、「常識亡き庶務課長の保有するデジタルファイル（ファイル名の特定が必要であれば2/16迄にファイルリストを提出する事）」及び「市民からの電話を一方的に切る庶務課長が保有する書類（文書の特定が必要であれば2/16迄に文書リストを提出せよ）」の開示請求を却下とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市民からの電話を一方的に切るモラル亡き庶務課長が保有するすべての書類」（以下「文書1」という。）、「庶務課の保有する経理に関するすべての書類」（以下「文書2」という。）、「庶務課が保有する経理等に関するすべての書類」（以下「文書3」という。）、「常識亡き庶務課長の保有するデジタルファイル（ファイル名の特定が必要であれば2/16迄にファイルリストを提出する事）」（以下「文書4」という。）及び「市民からの電話を一方的に切る庶務課長が保有する書類（文書の特定が必要であれば2/16迄に文書リストを提出せよ）」（以下「文書5」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市会議長（以下「実施機関」という。）が、平成21年4月3日付で行った却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の却下理由説明要旨

本件請求については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき補正を求めたが、請求者が補正に応じないため、不適法な請求として却下したものであり、その理由は、次のように要約される。

- (1) 文書2及び文書3に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に記載された請求内容では、「経理」という言葉が一般的には会計に関する事務又はその処理を指し、また、法律上も様々な意味に用いられており、漠然としているため、「開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」が記載されているとは認められなかった。

(2) また、文書 1、文書 4 及び文書 5 に係る開示請求については、庶務課長が保有する行政文書を請求する内容となっているが、庶務課長が属する組織が保有する行政文書の開示を求めるといふ趣旨なのか、あるいはその他の趣旨であるのか不明である。仮に、庶務課長が属する組織が保有する行政文書を求める趣旨としても、実施機関の特定の組織を取り上げてその保有するすべての行政文書を請求するものであり、請求内容が漠然としており文書を特定するに足りる具体的な内容が記載されているとは認められなかった。

(3) このため、異議申立人（以下「申立人」という。）に対し、平成21年2月19日付市会庶第1606号により、請求対象文書の特定が可能となるよう請求内容の修正を依頼したが、この補正依頼は受領されず、郵便局から返送された。再度送付したのも返送されたため、さらに回答期限を平成21年3月26日に変更した補正依頼文書を平成21年3月12日に送付した。しかし、補正依頼の回答期限である平成21年3月26日までに補正がなされず、請求対象文書を特定することができなかつたため、開示請求を却下する決定を平成21年4月3日に行った。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 実施機関は、申立人に対し補正を求めるにとどめ、条例に定められている補正の参考となる情報提供を怠っているのは明確であり、不当かつ違法である。

(3) 市民から架けた電話を一方向的に切るような最低の庶務課長が私的に職務以外の目的で市有財産であるパソコンや書類を違法に使用している事実を掌握するには、文書名やファイル名を具体的に特定できないのは当然である。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の経緯

当審査会が確認したところ、次の事実が認められた。

ア 申立人は、平成21年2月12日及び平成21年2月13日に、開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄に文書 1 から文書 5 まで記載し、5 件の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成21年2月19日付補正依頼書で、申立人あて開示請求書の補正を

求めた。その理由は、文書2及び文書3に係る開示請求については、「経理」という言葉が一般的には会計に関する事務又はその処理を指し、また、法律上も様々な意味に用いられていること、文書1、文書4及び文書5に係る開示請求については、庶務課長が保有する行政文書を請求する内容となっているが、庶務課長が属する組織が保有する行政文書の開示を求めるといふ趣旨なのか、あるいはその他の趣旨であるのか不明であり、仮に、庶務課長が属する組織が保有する行政文書の開示を求めるといふ趣旨であるとしても、実施機関の特定の組織を取り上げてその保有するすべての行政文書を請求するものであることから、いずれも請求内容が漠然としており文書を特定するに足りる具体的な内容が記載されているとは認められない、というものである。また、このときに実施機関は、横浜市市民情報センターに配架されている文書件名簿（正しくは、横浜市行政文書目録）及び横浜市ホームページ上の行政文書検索システムを案内している。

ウ 申立人は、実施機関から郵送された補正依頼書の受取りを拒絶するなどした上、実施機関の定めた期限までに補正しなかったため、実施機関は、平成21年4月3日に却下とする決定を行った。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第6条第2項では、実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができ、この場合において、実施機関は開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないと規定している。

イ 実施機関は、開示請求書に記載された内容では対象行政文書を特定することが困難であるため、条例第6条第2項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めたが、申立人が補正に応じなかったために対象行政文書を特定することができなかったと主張している。

ウ それに対し申立人は、実施機関が条例に定められている補正の参考となる情報提供を行っておらず不当かつ違法である等と主張している。

エ 当審査会では、異議申立書による申立人の主張及び却下理由説明書による実施機関の説明を踏まえて、本件処分の妥当性について検討した。

(ア) 条例第6条第1項第2号では、開示請求書に「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないと規定している。この趣旨は、実施機関の職員において、開示請求に係る行政文書を検索

し、抽出された行政文書について当該実施機関が条例第7条第2項所定の非開示情報が含まれているか否かを判断して、所定の期間内に開示決定等を行うことができるための不可欠の前提として一の開示請求において開示を請求することができる行政文書を行政文書全体のうちの一定範囲のものに限定することにあるものと解され、特定分野に係る行政文書のすべてについて開示を求めるような包括的な開示請求では、原則として特定が不十分であると考えられる。

他方で、条例第6条第2項は、実施機関は、開示請求書に形式上の不備の補正を求める場合において、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない旨規定しているところ、この規定は、開示請求者が行政文書を特定することが困難な場合が少なくないことに鑑み、開示請求制度の円滑な運用を図るため、当該実施機関に対し対象行政文書を特定するのに参考となる情報を提供する努力義務を課したものであって、その趣旨からすれば、当該規定は、開示請求書において開示請求に係る行政文書が具体的に特定された形で記載されることを予定しているものといえることができる。

これらを併せ考えると、条例第6条第1項第2号にいう行政文書を特定するに足りる事項については、少なくとも、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定するに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

以上を前提として、本件請求に係る開示請求書について検討する。

(イ) 文書1、文書4及び文書5について

文書1に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「市民からの電話を一方向的に切るモラル亡き庶務課長が保有するすべての書類」と記載されていることが認められる。開示請求書に開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているか否かは、「庶務課長が保有する・・・書類」との記載によって、市会事務局庶務課が保有する行政文書の中から対象行政文書を特定できるかという観点から検討すべきと解されるところ、その記載では、行政文書の名称や内容は何ら示されていないのみならず、そもそも特定の課長の保有する文書というのが何を意味するのかも不明瞭であり、結局、申立人がどのような行政文書の開示を求めているのかがまったく分からない。

したがって、文書1に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄の記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはできないものといわざるを得ない。

文書 5 に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「市民からの電話を一方向的に切る庶務課長が保有する書類（文書の特定が必要であれば2/16迄に文書リストを提出せよ）」と記載されていることが認められるが、同様に、その記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはできない。

文書 4 に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「常識亡き庶務課長の保有するデジタルファイル（ファイル名の特定が必要であれば2/16迄にファイルリストを提出する事）」と記載されていることが認められる。文書 1 及び文書 5 との相違点は、開示請求の対象となる行政文書について「書類」一般から「デジタルファイル」に限定されていることであるが、単に文書の形態が指定されているに過ぎず、その内容については何ら具体的に示されていないことから、結局、文書 1 及び文書 5 に係る開示請求書の記載と同様に、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはできない。

以上によれば、文書 1、文書 4 及び文書 5 に係る開示請求書に条例第 6 条第 1 項第 2 号にいう開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということとはできない。

(ウ) 文書 2 及び文書 3 について

文書 2 に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「庶務課の保有する経理に関するすべての書類」と記載されていることが認められる。開示請求書に開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているか否かは、「経理に関する・・・書類」との記載によって、市会事務局庶務課が保有する行政文書の中から対象行政文書を特定できるかという観点から検討すべきと解されるところ、その記載を素直に読めば、「経理」という分野に係る行政文書のすべてについて開示を求めるような包括的な開示請求であると認められるが、「経理に関する・・・書類」といっても、予算要求から決算に至る一連の事務に関して様々な種類の行政文書が存在しており、その中のいずれの種類の行政文書の開示を求めているのか明らかでない。

したがって、文書 2 に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄の記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはできないものといわざるを得ない。

また、文書 3 に係る開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」

欄には、「庶務課が保有する経理等に関する書類」と記載されていることが認められるが、同様に、その記載からは、開示請求に係る行政文書の範囲を具体的に特定することはできない。

以上によれば、文書 2 及び文書 3 に係る開示請求書に条例第 6 条第 1 項第 2 号にいう開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載があったということとはできない。

(I) 次に、申立人は、実施機関が本件請求につき条例第 6 条第 2 項が規定する手続を行っていないと主張するので、この点について、以下検討する。

申立人は、開示請求書の補正にあたって実施機関が情報提供を行わなかった旨主張している。

実施機関は、補正の参考となる情報として、横浜市行政文書目録及び横浜市ホームページ上の行政文書検索システムを案内しているのみであるが、事情によってはそれをもって情報提供が不十分であったとまではいえない場合もある。

申立人は、実施機関が開示請求書の補正を求めている間にも、開示請求等のために来庁していることが認められるが、その機会に自身の求める情報の具体的内容を明らかにし、開示請求の対象として該当する可能性のある行政文書について実施機関の説明を受けるなどした上で、開示請求書を補正することもできたはずである。このような事情を踏まえて総合的に判断すると、実施機関の対応は必ずしも十分とはいえないものの、本件においては、少なくとも自らが閲覧を求める行政文書について具体的に説明する意思が申立人にあったとは認められない。このような場合には、実施機関は、申立人にとってどのような情報が参考となるのかも判断できないため、結果的に情報提供を万全に行うことができなくなってしまったとしてもやむを得なかったといえる。

とりわけ、文書 1、文書 4 及び文書 5 に係る開示請求書のように、申立人がどのような行政文書の開示を求めているのかをまったく示さない場合にまで、補正を求めるに際して補正の参考となる情報を提供するよう実施機関に求めることはできないというべきである。

(オ) よって、当審査会は、本件請求については、行政文書を特定するに足りる事項が開示請求書に記載されていないため、却下とすべき請求に当たると判断した。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件請求を却下とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年10月9日	・実施機関から諮問書及び却下理由説明書を受理
平成21年10月16日 (第88回第三部会) 平成21年10月22日 (第155回第一部会) 平成21年10月23日 (第158回第二部会)	・諮問の報告
平成21年11月6日 (第89回第三部会)	・審議
平成21年11月20日 (第90回第三部会)	・審議
平成21年12月4日 (第91回第三部会)	・審議
平成21年12月22日 (第92回第三部会)	・審議
平成22年1月8日 (第93回第三部会)	・審議